

7 その他

その他にも、以下のような支援策があります。

ハ (1) 住居をお探しの場合

緊急避難している方の入居先として、雇用促進住宅を提供しています。
詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

(2) 障害のある方が雇用に関する相談をする場合

被災地の「障害者職業センター」に、障害のある方への特別相談窓口を設置し、さまざまな相談・不安にお応えしています。

※詳しくは、高齢・障害者雇用支援機構ホームページ

(<http://www.jeed.or.jp/information/info110404-01.html>) をご覧ください。

◆雇用・労働関係の支援について、詳しくは、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）まで。
何でもお気軽にご相談ください。

◆厚生労働省ホームページにも、詳細な情報（リーフレットやQ&Aなど）を掲載しています。

厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp>) から、「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」→「雇用・労働関係」とお進みください。

■〇〇労働局

(住所)

(電話)

雇用均等室

(電話)

(住所)

■〇〇労働基準監督署

(住所)

(電話)

■ハローワーク〇〇

(住所)

(電話)

■ハローワーク〇〇

(住所)

(電話)

■〇〇産業保健推進センター

(住所)

(電話)

■〇〇障害者職業センター

(住所)

(電話)

被災されて、仕事のことでお困りの方へ

お勤めの方、失業された方へ、震災に伴う支援策のご案内

1

仕事の相談を
したいのですが…

3

雇用保険の手続きを
したいのですが…

4

支払いを受けて
いない給料が
あります…

2

会社が休業して
困っています…

5

仕事中に
被災してけがを
しました…



厚生労働省・都道府県労働局

労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

- 基** → 最寄りの労働基準監督署にご相談ください。
- ハ** → 最寄りのハローワークにご相談ください。

◆ → 今回新たに追加した事項

① 仕事の相談をしたいのですが・・・

ハローワークや労働基準監督署にお越しください。

ハ ハローワークの「特別相談窓口」が、仕事のご相談にお応えします。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

ハローワークの紹介で遠隔地の事業所に面接に行く場合や就職する場合には、**旅費や転居費**が出る制度があります。ご活用ください。

全国のハローワークでは、被災者の方々を対象とした求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか「**ハローワークインターネットサービス**

(<https://www.hellowork.go.jp/>)でもご覧いただけます。

また、就職に必要な職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援としての給付が支給される制度があります。ご活用ください。

基 都道府県労働局や労働基準監督署に開設された「**緊急相談窓口**」が、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関するご相談にお応えします。

産前・産後休業や育児休業をめぐるトラブルなどについては、都道府県労働局雇用均等室までご相談ください。

② 会社が休業して困っています・・・

失業給付を受けやすくしました。

ハ 事業や雇用の見通し、賃金・手当が支払われるかどうかについて、**事業主**とよく話し合い、確認してください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、**離職していなくても失業給付が受けられます**。災害により事業所が休業し、**事業再開後の再雇用を前提に一時的に離職した場合でも、失業給付を受けられます**。

◆ ※失業給付の給付日数は現行制度でも原則60日分延長して支給していますが、今回これに加えて、さらに60日分を延長します。

③ 雇用保険(失業給付)の手続きをしたいのですが・・・

お近くのハローワークにお越しください。

ハ 雇用保険の受給手続きは、お住まいの地域のハローワークで行っていますが、遠くに避難して行けない場合には、**他のハローワークでも手続きができます**。

失業給付を受給中の方が、被災や避難などの理由で失業の認定日にハローワークに行けない場合は、**電話でのご相談で認定日を変更できます**。

④ 支払いを受けていない給料があります・・・

国が立替払いをする制度があります。

基 会社が倒産し、給料や退職金が支払われない場合には、**国が会社に代わって、その一部を立替払い**する制度が利用できます。被災地では、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行っています。

⑤ 仕事中に被災してけがをしました・・・

労災保険による給付を受けられます。

基 仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は**労災保険による給付を受けられます**。

◆ ※行方不明となっている方がいる場合、ご家族の申請があれば、震災後3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給します。

労災診療や休業補償などの請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、**証明がなくても請求することができます**。

どのような場合に給付を受けられるかなどの「Q&A」を、労働基準監督署で用意していますので、ご利用ください。

※「Q&A」は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

トップページ「東日本大震災関連情報・厚生労働省からのお知らせ」> 雇用・労働関係 > 個人の方 > 【労災保険給付】「労災保険Q&A」

⑥ 健康について相談をしたいのですが・・・

産業保健推進センターにご相談ください。

各県の**産業保健推進センター**が、事業者、労働者とその家族の方々からのメンタルヘルスを含む健康問題についての電話相談にお応えします。